

明治の輸出茶再現 アメリカが愛した日本茶

現代、茶に着色することは食品衛生法に違反しない限り問題ありません。しかし、密告制度まで設け、厳しく禁止されていた時代がありました。いつ？なぜ？禁止され、その前は何色に着色されていたのでしょうか？

幕末に始まった日本茶の輸出

1858(安政5)年の日米修好通商条約を機に、横浜、神戸、長崎港などが開港し、日本茶の本格的な輸出が始まります。

当時は外国人居留地の外国商を通して、海外に輸出されていました。日本の緑茶はすぐにアメリカで人気となり、輸出量も増加し、近代の日本の発展を支える産業となります。

再現時の参考資料は？

再現時に参考にした文献資料は、『静岡県茶業史』ですⁱ。中国茶の再製法は、プラントハンターと呼ばれるロバート・フォーチュンが記録していましたⁱⁱ。

[展示品参照]

その他参考資料ⁱⁱⁱから、緑茶の着色剤はブルシアンブルー(青色顔料として広くや北斎などの浮世絵作品にも用いられ、現在はインクや薬にも用いられている)で、青色が均等に広がるように滑石(タルク)や石膏を混ぜていたことが分かりました。他に艶出しのために黒鉛、黄色はウコンなどが用いられていたようで、当時、人体に無害と認識されていた素材が使用されました。

[作業詳細は別パネル参照]

19世紀の海外市場は？

当時の海外市場を占めていたのは中国茶です。中国産の輸出用緑茶は、長期の輸送に耐えうるように再乾燥と外観を整えるための着色が施されていました。この工程を「再製」と呼びます。(図1)

日本に再製技術がなかったため、外国商が中国人技術者を雇い入れ、指導させて再製加工を行って輸出していました。この再製の方法は企業秘密で日本人には伝えられていませんでした。



図1 再製作業には、籠の下に炭火を置いて乾燥させる「バスケットファイヤード」と鉄鍋を用いる「パンファイヤード」があった。(ふじのくに茶の都ミュージアム蔵)

何色に？なぜ着色をしたのか？

1875(明治8)年に明治政府は「直貿易」を目指し、内務省勧業寮に再製工場を建築して無着色茶の製造と輸出を試みます。着色の無い本来の日本茶の姿で輸出し、外国商を通さないことで利益面でも有利になるという悲願の実現に向けて動き出したのです。これを皮切りに、国内各地に直貿易会社が設立され、日本人も着色を伴う再製作業を行うようになりました。

しかし、実際に求められた色はどのようなものだったのか？そして、茶葉の外観(見た目)のためか？湯を入れた時の水色のためか？疑問が残りました。また、冷蔵庫の無い時代に海外の店舗で販売されている状態を考え、茶葉の色が落ちていったときに効果が出るのか？

実際に飲むときにはどうなるのか？これらも解明したいと再現に至りました。

再現してわかったこと

明治期は品種導入がされておらず、手作業の製茶であったため現代よりも荒茶の水分含有量が多かつたはずで、各人の製茶技術に差があるため、需要に応える量の茶葉を均一に仕上げるために着色をする必要があったと考えられます^{iv}。実際に再現してみて、外観も水色に著しい差はなく、需要先の求めや茶葉の状態に応じて行う着色は、熟練を要する技術であったことがわかりました。その証拠に、着色が禁止された途端に新規参入の再製工場が激増したという新聞記事がありました^v。また、当時の保存法では茶葉の色が劣化しやすかったと考えられますが、着色した方が変色しづらいということも判明しました。

ⁱ 静岡県茶業組合聯合会議所編『静岡県茶業史』静岡県茶業組合聯合会議所、1926年

ⁱⁱ Robert Fortune『Two Visits to the Tea Countries of China and the British Tea Plantations in the Himalaya』John Murray, 1853, Vol.4, chap.4, p69-71.

ⁱⁱⁱ 田中清左衛門『茶製家必携製茶緊要方法録』1887年。原崎源作『輸出再製茶並ニ其沿革』静岡県再製茶業組合、1916年。大石鶴一郎『貿易茶物語』1990年。W.H.Ukers "ALL ABOUT TEA" Tea & Coffee Trade Journal, 1935年。Henry Gribble "The preparation of Japan Tea" 1883年。

^{iv} 松本君平『海外製茶貿易意見』経済雑誌社、1896年。

^v 「茶価騰貴の結果」『中外商業新報』1912年5月5日(神戸大学経済経営研究所「新聞記事文庫」)。

日本茶と中国茶の反応差

1911(明治44)年、アメリカで着色茶輸入絶対禁止令が施行されると、日本茶業界は着色の禁止を徹底します。農務省取締通牒により茶業組合中央会議所が規約と鑑定機関を設置して取り締まり、着色剤の買取りと廃棄を行い、全国に指導に廻りました。静岡県では密告制度も採用されました^{vi}。対米策としては、日本は禁止条例を歓迎し、純粋な茶のみ輸出するという内容の広告を新聞、雑誌、パンフレットにより打ち出していきました。(図2)



図2 日本は着色茶の製造を禁止したというPR誌(左:静岡県茶業会議所蔵)、雑誌広告(右『Tea&Coffee Trade Journal』1911年11月号)。

対する中国茶は、茶商により無色派と着色派に分かれます。1915年にアメリカの茶商がニューヨークで裁判を起こし、プルシアンブルーを含め身体に無害な着色剤の使用を認めさせることに成功しました。当時の報道を読むと、他の食品は可能なのに茶だけ禁止というのは議論を呼んでいたことがわかります。(図3)



図3 左:着色茶の禁止に対する風刺画。アメリカ人が日本人女性に向かって化粧を無断で行うことは禁止と通告している。(『Tea&Coffee Trade Journal』1911年1月号,p36)

右:1915年アメリカの裁判で有毒でない着色茶の輸入は可能と認められたことを報道する日系新聞。(『Nippu Jiji』1915年6月19日5頁)

日本側はそれでも着色禁止を続行しました。その理由は、中国茶との差別化と、着色により粗悪茶を良質な茶に偽装する事例があったからではないかと考えられます。アメリカが条例を施行した背景に、中国茶の粗製と偽装茶の問題がありました^{vii}。さらに、同時期にアメリカでインド・セイロン紅茶は無着色であることを利点とした広告活動を行い、市場を伸ばしていました。日本の茶業者は、粗製茶を輸出すれば未来はない、着色禁止を選択したのです^{viii}。

文責・吉野亞湖(静岡大学非常勤講師)

vi 「静岡県茶業史」p846-847

vii 1883年アメリカで偽製茶輸入禁止条例が施行された。

viii 郭峰「戦前期日本の食品衛生問題」2014年。大谷嘉兵衛「着色茶と余が決心」「茶業界」1912年1月,6-8頁。

その他主な参考文献

茶業組合中央会議所編『日本茶業史』茶業組合中央会議所,1914年。横浜市茶商組合編『横浜茶業誌』1958年。日本茶輸出百年史編纂委員会編『日本茶輸出百年史』中央公論事業出版,1959年。栗倉大輔『日本茶の近代史』蒼天出版,2017年。Robert Hellyer "Green with Milk & Sugar" Columbia University Press,2021。西巖「海外製茶販路拡張派遣員報告」茶業組合中央会議所,1912年。趙思倩「19世紀英米における中国偽装緑茶の研究」2018年。櫻井良樹『幕末・明治の茶業と日米交流』日本経済評論社,2020年。

参考年表

1883(明治16)年	アメリカで中国緑茶の偽装茶問題が議論を呼び、「偽製茶輸入禁止条例」が施行される。(1897年の修正案「不純不正茶輸入取締条例」により詳細に規定)
1884(明治17)年	日本茶業界は中央茶業組合本部(現日本茶業中央会)を設立し、輸出茶の品質向上に向け自主的な取り組みを開始した。